

I. 決算状況

第2事業年度(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)の財務状況及び損益状況の概要は次の通りです。

1. 財務状況

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では、貸付金17兆7,865億円、出資金1,769億円等に対し、負債・資本勘定では借入金14兆9,169億円、債券1兆3,292億円のほか資本金1兆394億円等です。

2. 損益状況及び損失金処分

当年度中の損益は

| | |
|-------|---------|
| 利益 | 7,293億円 |
| 損失 | 7,434億円 |
| 差引損失金 | 142億円 |

で、利益のうち主なものは、貸付金利息の受入6,675億円であり、一方、損失の過半を占めるのは借入金利息の支払5,306億円です。なお、損失金には、むつ小川原開発株式会社に対する貸付金及び出資金の償却に伴う損失(貸付金償却662億円、出資金償却20億円)が含まれています。

当年度損失金142億円の処分については、平成13年度期首において全額を準備金より取り崩しました。

なお当年度においては、財務基盤の強化等のため631億円の追加出資を受け入れています。

II. 財務諸表

当行の財務諸表、すなわち、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定により作成する財産目録、貸借対照表

及び損益計算書は、中央青山監査法人の監査証明を受けています。

■ 第2事業年度損益計算書 平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

(単位:円)

| 損 失 | | 利 益 | |
|-------------|-----------------|---------|-----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 経常費用 | 743,438,716,769 | 経常収益 | 728,041,443,317 |
| 借入金利息 | 530,603,948,263 | 貸付金利息 | 667,469,619,603 |
| 資金運用部借入金利息 | 513,617,603,929 | 貸付金利息 | 663,608,825,038 |
| 簡易生命保険借入金利息 | 16,986,344,334 | 直接貸付金利息 | 663,470,090,506 |
| 寄託金利息 | 887,963,872 | 代理貸付金利息 | 138,734,532 |
| 債券利息 | 51,658,416,637 | 外貨貸付金利息 | 3,860,794,565 |
| 短期借入金利息 | 1,041,095 | 保証料 | 252,021,045 |
| 支払雑利息 | 4,372,602 | 有価証券利息 | 1,681,026,012 |
| 事務費 | 28,494,357,151 | 受取配当金 | 209,975,000 |
| 動産不動産減価償却費 | 1,304,213,595 | 預け金利息 | 37,674,909 |
| 支払手数料 | 48,696,694 | 受入雑利息 | 18,005,930 |
| 外国為替損 | 44,800 | 受入手数料 | 640,551,669 |
| 貸付金償却 | 68,601,130,607 | 有価証券益 | 270,697,132 |
| 出資金償却 | 2,000,000,000 | 償却債権取立益 | 283,127,070 |
| 債券発行差金償却 | 595,728,271 | 雑益 | 915,341,946 |
| 債券発行費償却 | 1,721,500,000 | 貸倒引当金戻入 | 56,263,403,001 |
| 雑損 | 4,157,837,491 | 特別利益 | 1,237,290,899 |
| 貸倒引当金繰入 | 53,359,465,691 | 当年度損失金 | 14,159,982,553 |
| 合 計 | 743,438,716,769 | 合 計 | 743,438,716,769 |

(注)当年度損失金14,159,982,553円は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第2項により、全額を準備金より取り崩すこととする。

■ 第2事業年度末貸借対照表 平成13年3月31日現在

(単位:円)

| 資産の部 | | 負債及び資本の部 | |
|-----------|--------------------|--------------------------------|--------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 貸付金 | 17,786,488,563,733 | 借入金 | 14,916,887,608,700 |
| 貸付金 | 17,639,439,836,913 | 資金運用部借入金 | 13,931,292,852,000 |
| 直接貸付金 | 17,634,626,166,913 | 簡易生命保険借入金 | 480,780,000,000 |
| 代理貸付金 | 4,813,670,000 | 産業投資借入金 | 504,595,009,000 |
| 外貨貸付金 | 147,048,726,820 | 石炭並びに石油及びエネルギー 需給構造高度化対策借入金 | 219,747,700 |
| 出資金 | 176,947,838,800 | 寄託金 | 34,399,866,000 |
| 有価証券 | 357,694,656,034 | 債券 | 1,329,198,090,000 |
| 国債 | 299,194,656,034 | 未払費用 | 108,950,978,544 |
| 社債 | 58,420,000,000 | 未払借入金利息 | 92,277,249,719 |
| その他の証券 | 80,000,000 | 未払寄託金利息 | 208,292,111 |
| 現金預け金 | 29,946,498,595 | 未払債券利息 | 16,454,435,893 |
| 現金 | 5,977,034 | その他未払費用 | 11,000,821 |
| 預け金 | 29,940,521,561 | 雑勘定 | 71,339,546,510 |
| 未収収益 | 96,449,569,885 | 貸付償還金 | 21,385,253,395 |
| 未収貸付金利息 | 95,912,799,891 | 仮受金 | 1,938,948,631 |
| 未収保証料 | 41,553,683 | 前受収益 | 47,958,957,854 |
| 未収有価証券利息 | 495,216,311 | その他雑勘定 | 56,386,630 |
| 雑勘定 | 1,339,868,516 | 支払承諾 | 104,573,979,375 |
| 仮払金 | 324,252,636 | (負債合計) | 16,565,350,069,129 |
| 保証金等 | 354,123,350 | 資本金 | 1,039,386,000,000 |
| その他雑勘定 | 661,492,530 | 準備金 | 951,894,811,374 |
| 動産不動産 | 40,423,247,582 | 当年度損失金 | △ 14,159,982,553 |
| 営業用土地建物動産 | 40,423,247,582 | (資本合計) | 1,977,120,828,821 |
| 繰延勘定 | 1,966,141,121 | | |
| 債券発行差金 | 1,966,141,121 | | |
| 支払承諾見返 | 104,573,979,375 | | |
| 貸倒引当金 | △ 53,359,465,691 | | |
| 資産合計 | 18,542,470,897,950 | 負債・資本合計 | 18,542,470,897,950 |

■ 第2事業年度末財産目録 平成13年3月31日現在

(単位:円)

| 科目 | 金額 | 備考 |
|-----------|--------------------|---|
| 貸付金 | 17,786,488,563,733 | 17,945 口 |
| 貸付金 | 17,639,439,836,913 | 17,911 口 |
| 直接貸付金 | 17,634,626,166,913 | 17,882 口 |
| 代理貸付金 | 4,813,670,000 | 29 口 |
| 外貨貸付金 | 147,048,726,820 | 34 口 |
| 出資金 | 176,947,838,800 | 254 口 |
| 有価証券 | 357,694,656,034 | |
| 国債 | 299,194,656,034 | 銘柄 額面 帳簿価額 |
| | | 政府短期証券 6 口 68,360,000,000円 68,350,251,580円 |
| | | 利付国庫債券(2.4.6.10年)及び割引短期国庫債券 } 17 口 229,040,000,000円 230,844,404,454円 |
| 社債 | 58,420,000,000 | 32 口 |
| その他の証券 | 80,000,000 | 1 口 ワラント権行使により取得した株式 |
| 現金預け金 | 29,946,498,595 | |
| 現金 | 5,977,034 | |
| 預け金 | 29,940,521,561 | 当座預け金 日本銀行外20行 9,602,846,652円 |
| | | 普通預け金 住友銀行外1行 20,337,674,909円 |
| 未収収益 | 96,449,569,885 | |
| 未収貸付金利息 | 95,912,799,891 | 期末現在における既経過未収貸付金利息 |
| 未収保証料 | 41,553,683 | 期末現在における既経過未収保証料 |
| 未収有価証券利息 | 495,216,311 | 期末現在における既経過未収有価証券利息 |
| 雑勘定 | 1,339,868,516 | |
| 仮払金 | 324,252,636 | 71 口 |
| 保証金等 | 354,123,350 | 85 口 業務用建物の賃借に係る敷金・保証金等の支出金 |
| その他雑勘定 | 661,492,530 | 132 口 |
| 動産不動産 | 40,423,247,582 | |
| 営業用土地建物動産 | 40,423,247,582 | 土地 108箇所 44,160m ² の65% 及び 151,813m ² 20,830,424,403円 |
| | | 建物 250棟 延 2,244m ² の95% } 及び延116,800m ² 18,993,568,211円 |
| | | 延 846m ² の65% } |
| | | 什器 2,180点 588,534,941円 |
| | | 一括償却資産 61点 5,171,671円 |
| | | 権利金等 4 口 5,548,356円 |
| 繰延勘定 | 1,966,141,121 | |
| 債券発行差金 | 1,966,141,121 | 債券の額面金額と売渡価額との差額 |
| 支払承諾見返 | 104,573,979,375 | 支払保証 55件 |
| 貸倒引当金 | △ 53,359,465,691 | |
| 計 | 18,542,470,897,950 | |

●重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 17,557,834,657円

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、日本政策投資銀行法施行令(平成11年政令第271号)第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の3/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0/1000である。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1)消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)繰延勘定の処理方法

債券発行費

日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、発生した期に全額償却している。

債券発行差金

日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間(5、8、10又は12年間)内で均等償却している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、175,807,639,898円となっている。

5 重要な会計方針の変更

「貸倒引当金」については、従来、「負債及び資本の部」に計上していたが、本年度から「資産の部」に対象資産から一括控除する方法により表示することとした。

なお、当該変更により、従来と同一の基準によった場合に比べ、「資産の部」及び「負債及び資本の部」はそれぞれ53,359,465,691円減少している。

Ⅲ. 財務データ

1. 貸付金等の状況

| 貸付金等回収予定 (単位:億円) | | | | |
|------------------|--------|---------|----------|--------|
| 13/3末残高 | 1年以下 | 1年超5年以下 | 5年超10年以下 | 10年超 |
| 176,691 | 18,436 | 69,374 | 54,585 | 34,296 |

(注)貸付金等は、貸付金及び社債を指します(但し6ヶ月以上の延滞債権を除く)。

| 貸付金等平均残高 (単位:億円) | | | | |
|------------------|---------|--------|---------|--------|
| 科目 | 11年度 | | 12年度 | |
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 貸付金 | 187,408 | 98.0% | 182,677 | 97.2% |
| 出資金 | 1,282 | 0.7% | 1,596 | 0.8% |
| その他 | 2,561 | 1.3% | 3,609 | 1.9% |
| 合計 | 191,251 | 100.0% | 187,882 | 100.0% |

(注)合計(総資産の平均残高)は、支払承諾及び貸付受入金の平均残高を控除しています。

2. 借入金等の状況

| 借入金等返済予定 (単位:億円) | | | | |
|------------------|--------|---------|----------|--------|
| 13/3末残高 | 1年以下 | 1年超5年以下 | 5年超10年以下 | 10年超 |
| 162,805 | 18,907 | 72,700 | 56,617 | 14,580 |

(注)借入金等は、借入金、寄託金及び債券を指します。

| 借入金等平均残高 (単位:億円) | | | | |
|------------------|---------|--------|---------|--------|
| 科目 | 11年度 | | 12年度 | |
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 自己資本 | 18,606 | 9.7% | 19,642 | 10.5% |
| 借入金 | 158,555 | 82.9% | 154,329 | 82.1% |
| 寄託金 | 390 | 0.2% | 360 | 0.2% |
| 債券 | 12,304 | 6.4% | 12,880 | 6.9% |
| その他 | 1,396 | 0.7% | 671 | 0.4% |
| 合計 | 191,251 | 100.0% | 187,882 | 100.0% |

3. 利回り、原価率等

| | 11年度(下期) | 12年度 |
|------------|----------|------|
| 貸付金等利回り(a) | 3.68 | 3.57 |
| 借入金等原価率(b) | 3.58 | 3.41 |
| 利 幅(a)-(b) | 0.10 | 0.17 |

| | 11年度(下期) | 12年度 |
|-------|----------|------|
| 事務経費率 | 0.17 | 0.17 |

| | 11年度(下期) | 12年度 |
|--------------------|----------|--------|
| 自己資本比率 | 10.39 | 11.18 |
| 総資産経常利益率 | 0.24 | - |
| 資本経常利益率 | 2.46 | - |
| 総資産当期利益率 | 0.24 | - |
| 資本当期利益率 | 2.46 | - |
| 従業員1人当たり貸出金残高 | 135 | 128 |
| 1店舗当たり貸出金残高(除く事務所) | 17,050 | 16,170 |
| 保有有価証券平均残高 | 985 | 2,436 |

(注1)以上の諸比率等はP54参考2の算出式を用いて算出しています。
 (注2)自己資本比率については、P47～48に表示した、日本政策投資銀行法の規定に基づき作成した財務諸表をベースに、分母であるリスク・アセットの計算のみ、大蔵省告示第55号「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」を援用して算出しています(算出式はP54参照)。
 なお、平成12年度決算においては、民間金融機関の国際統一基準自己資本比率と比較可能にするため、民間の会計基準に準じて作成した財務諸表をベースに算出した自己資本比率を別途開示しています(P53参照)。
 (注3)12年度は損失を計上しているため、利益率はいずれも記載していません。

| | 11年度(下期) | 12年度 |
|----------|----------|--------|
| 役員給 | 174 | 339 |
| 職員給 | 4,175 | 8,403 |
| 諸手当 | 3,280 | 5,926 |
| 福利費その他 | 1,272 | 3,440 |
| 旅費 | 478 | 886 |
| 業務諸費 | 4,881 | 8,626 |
| 交際費 | 0 | 1 |
| 税金 | 180 | 601 |
| 債券発行諸費 | 126 | 273 |
| 賠償償還及戻戻金 | 20 | 0 |
| 支払手数料 | 30 | 49 |
| 合計 | 14,617 | 28,543 |

(注)11年度は平成11年10月1日から平成12年3月31日までの6ヶ月間です。

4. 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算額

外貨建の資産・負債については、通貨スワップにより確定した円貨額がバランスシートに計上されています。

5. 保有有価証券の時価情報

| | 12/3末 | 13/3末 |
|------------------|---------|---------|
| 政府短期証券 | 6口 | 6口 |
| 額面 | 60,540 | 68,360 |
| 帳簿価額 | 60,535 | 68,350 |
| 時価相当額 | 60,535 | 68,347 |
| 利付国庫債券及び割引短期国庫債券 | 26口 | 17口 |
| 額面 | 242,390 | 229,040 |
| 帳簿価額 | 242,093 | 230,844 |
| 時価相当額 | 242,093 | 232,150 |

当行が保有する有価証券は、収入支出の変動による短期資金繰り調整に備えた手元流動性、日銀決済のRTGS(Real Time Gross Settlement:1取引毎に即時に決済を行う方式)化に伴う日中の流動性を確保するための資産等であり、余裕金の運用については日本政策投資銀行法第46条により国債の保有等に限定されています。

上記政府短期証券、利付国庫債券及び割引短期国庫債券は、売戻条件付売買による一時保有のほか、償還時までの満期保有等により、確定利回りでの運用を図っています。

6. オフバランス取引の状況

当行は、融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っております。また、外貨貸付及び外債の為替リスク回避のために長期為替予約としての通貨スワップの取組みを行っています。

7. 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6ヶ月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は以下の通りです。

| | 12/3末 | 13/3末 |
|------|-------|-------|
| 延滞債権 | 1,220 | 1,758 |

(参考情報)

(1)資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付および資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部および信用リスク管理部がこれを決定し、検査部および外部監査を活用してその適切性を検証しています。

資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権および金融再生法開示債権も含めて、資産の分類および集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日、改平成11年4月30日日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(2)リスク管理債権等

①リスク管理債権

銀行法に基づいて算出したリスク管理債権は以下の通りです。

| | 12/3末 | 13/3末 |
|-----------|-------|-------|
| 破綻先債権 | 430 | 796 |
| 延滞債権 | 4,030 | 3,013 |
| 3ヶ月以上延滞債権 | 27 | 27 |
| 貸出条件緩和債権 | 2,927 | 2,781 |
| 合計 | 7,413 | 6,617 |

各々の定義は以下の通りです。

- 破綻先債権:資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金
- 延滞債権:資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金
- 3ヶ月以上延滞先債権:元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの
- 貸出条件緩和債権:債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないもの

なお、銀行法施行規則上、破綻先債権及び延滞債権は「未収利息不計上貸出金」のうち一定の事由に該当する貸出金ですが、未収利息の取扱につき当行は大蔵省告示第284号第4条に従っているため、破綻先債権及び延滞債権に区分している債権に対して未収利息を計上している場合があります。これらの未収利息については資産査定上回収の危険性の度合いに応じて分類を行っています。

②金融再生法に基づく開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づいて算出した開示債権は以下の通りです。

| | 12/3末 | 13/3末 |
|-------------------|---------|---------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 1,985 | 1,257 |
| 危険債権 | 2,534 | 2,584 |
| 要管理債権 | 2,954 | 2,808 |
| 小計 | 7,473 | 6,649 |
| 正常債権 | 182,141 | 173,223 |
| 債権残高 | 189,613 | 179,872 |

各々の定義は以下の通りです。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権:破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権:債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権:3ヶ月以上延滞債権(元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く))及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヶ月以上延滞債権」に該当する債権を除く))
- 正常債権:債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) その他の事項

① 地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しています)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っています。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっています。

これらの法人への平成13年3月末貸付金残高は1兆9,872億円です。

地方公共団体の出資または拠出に係る法人向けリスク管理債権は以下の通りで、前記(参考情報)(2)①記載のリスク管理債権の内数です。

| (単位:億円) | |
|-----------|-------|
| | 13/3末 |
| 破綻先債権 | 123 |
| 延滞債権 | 913 |
| 3ヶ月以上延滞債権 | — |
| 貸出条件緩和債権 | 2,042 |
| 合計 | 3,078 |

長期にわたる経済低迷の影響で、売上実績等が計画と乖離している案件について返済条件の見直しを行っている結果、貸出条件緩和債権が多くなっています。当行としては、地方公共団体をはじめとする関係者とも協調して、経営支援を行うことにより、公共性・公益性の高い事業が継続され本来の政策効果が維持されるよう努めています。

②「むつ小川原開発」、「苦小牧東部開発」プロジェクトに係る産業用地の取得・造成及び分譲等を行う事業主体への貸付債権等については、それぞれ次の通りとなっています。

むつ小川原開発株式会社に対する貸付金については、今期に出資金とともに償却(貸付金償却66,238百万円、出資金償却2,000百万円)しています。また、平成12年8月に設立された新むつ小川原株式会社に対して、当行は、むつ小川原開発株式会社からの代物弁済による株式取得分を含め45,547百万円の出資金を有しています。なお、苦小牧東部開発株式会社に対する貸付金については、旧北海道東北開発公庫が平成11年度(上期)に出資金とともに償却

(貸付金償却64,712百万円、出資金償却に伴う雑損1,500百万円)しています。また、平成11年7月に設立された株式会社苦東に対して、当行は、苦小牧東部開発株式会社からの代物弁済による株式取得分を含め、現在32,562百万円の出資金を有しています。

これらのプロジェクトについては、平成9年9月24日閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、関係省庁、地方自治体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議がなされ、平成10年12月25日に「苦小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて、平成11年9月28日に「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて、平成11年12月24日に「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて」が閣議了解されています(P55参照)。

8. 当行と民間金融機関との会計上の差異について

当行は、前記財務諸表とは別に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という。)に基づいた財務諸表を作成しており、証券取引法第193条の2の規定に準じて中央青山監査法人の監査証明を受けています。

財務諸表等規則に基づいて作成した財務諸表における自己資本は、日本政策投資銀行法に基づく財務諸表における自己資本と比較して、以下の差異があります。

| 項目 | 金額(単位:億円) |
|------------------|-----------|
| 貸倒引当金要計上額(*1) | △ 3,355 |
| 投資損失引当金等要計上額(*2) | △ 58 |
| 退職給付引当金要計上額(*3) | △ 250 |
| その他(*4) | △ 39 |
| 合計 | △ 3,702 |

*1 当行の貸付金の貸倒リスクに備えて計上する貸倒引当金につき、金融庁作成による「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(平成13年4月25日最終改正。以下「金融検査マニュアル」という。)に準じて計算した場合において、追加的に必要となる引当額です。

具体的には、次の計算方法に則って計算した貸倒引当金要計上額(債権取立不能見込額に係る直接減額分を含む)と、日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき大蔵省告示第284号第16条に規定された貸倒引当率(期末貸付金残高の3/1,000)に基づき計上されている貸倒引当金との差額です。

破綻先および実質破綻先に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び

保証による回収可能見込額を控除し、その残額を要引当額として計算しています。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断し必要と認める額を要引当額として計算しています。また、要注意先債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権(貸出条件緩和債権等)については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を要引当額として計算しています。上記以外の債権については、過去の実績に基づく予想損失率をもとに、融資期間に対応した要引当額を計算しています。

当行の全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて要引当額の計算を行っています。

以上の方法により計算された貸倒引当金要追加計上額は、一般貸倒引当金1,950億円、個別貸倒引当金1,405億円(部分直接償却相当額459億円を含む)となります。

*2 当行の出資金につき、貸付金と同様、「金融検査マニュアル」に準じて計算した投資損失引当金等要計上額です。

具体的には、次の計算方法に則って計算した投資損失引当金要計上額及び要償却額です。

出資先法人の資産状態が著しく悪化している場合には、相当期間内に回復すると認められる場合を除き、当該出資先に対する出資金につき、純資産の減少に応じた帳簿簿価の減額相当分を要償却額とし、残額については予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失要引当金を計算しています。

*3 退職給付会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))に準じ、平成13年3月末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて要引当額を計算し、会計基準変更時差異および数理計算上の差異を含め全額を記載しています(役員に係る退職給付引当金も含む)。

*4 金融商品会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))、外貨建取引会計基準(「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))、その他、一般に公正妥当と認められる会計処理基準に準じて計算した場合において、損益計算上生ずる差額です。

上記合計額は、民間企業と同様の会計基準に基づいて決算を行った場合の自己資本減少額であり、その結果平成13年3月末現在における自己資本は、18,314億円となります。

この自己資本に基づき、大蔵省告示第55号「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」の規定に準じて計算した当行の平成13年3月末現在の自己資本比率は、10.17%となります(自己資本比率の計算根拠についてはP55参照)。当行としては、今後とも財務の健全性を保ちつつ、政策金融機関として、政策的意義が高いにもかかわらず投資回収に長期を要したり低収益であるなどの事情により民間金融機関のみでは十分な対応が困難な事業等に対応していきます。

◆ 参 考 1 (会計に関する日本政策投資銀行法の規定の抜粋)

〔日本政策投資銀行法〕

(財務諸表等)

- 第38条 日本政策投資銀行は、財産目録及び貸借対照表を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見を付して、当該半期経過後2月以内又は当該事業年度終了後3月以内に、これを財務大臣に届け出なければならない。
- 2 日本政策投資銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間(*)、一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 日本政策投資銀行は、決算を完了したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間(*)、一般の閲覧に供しなければならない。

(決 算)

- 第39条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完了しなければならない。
- 第40条 日本政策投資銀行は、決算完了後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第38条第1項の規定により財務大臣に届けた財務諸表を添え、遅滞なく、これを財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。
- 3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の11月30日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。
- 4 日本政策投資銀行は、第1項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間(*)、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益金の処分及び国庫納付金)

- 第41条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準(**)により計算した額を積み立てなければならない。
- 2 前項の準備金は、損失の補てんに当てる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第1項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。

(事業年度に関する経過措置)

附則第14条 日本政策投資銀行の最初の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成12年3月31日に終わるものとする。

(財務諸表に関する経過措置)

附則第15条 日本政策投資銀行の最初の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、第38条第1項中「及び貸借対照表を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに」とあるのは、「貸借対照表及び損益計算書を平成11年10月1日から平成12年3月31日までの期間について」と、「当該半期経過後2月以内または当該事業年度終了後」とあるのは「当該期間経過後」とする。

〔日本政策投資銀行法施行令〕

**〔法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額〕

- 第3条 法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額は、次の各号に掲げる額のいずれか多い額とする。
- 1 毎事業年度における損益計算上の利益金の100分の20に相当する額
 - 2 毎事業年度末における貸付金の残高の1000分の3に相当する額(その額が当該利益金の額を超えるときは、当該利益金の額)

(法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額の特例)

附則第4条 日本政策投資銀行の平成12年3月31日に終了する事業年度の法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額については、第3条第2号中「1000分の3」とあるのは、「1000分の1.5」とする。

〔大蔵省令第80号〕

*(閲覧期間)

第2条 法第38条第2項及び第3項並びに法第40条第4項に規定する財務省令で定める期間は、5年間とする。

◆ 参 考 2 (算出式)

$$\text{貸付金等利回り} = \frac{\text{貸付金等利息}}{\text{貸付金等平均残高(除 貸付受入金)}} \times 100$$

$$\text{借入金・寄託金・債券原価率} = \frac{\text{借入金等利息}}{\text{借入金等平均残高}} \times 100$$

$$\text{事務経費率} = \frac{\text{事務費} + \text{支払手数料}}{\text{借入金等平均残高}} \times 100$$

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額}}{\text{(基本的項目} + \text{補完的項目} + \text{純補完的項目} - \text{控除項目})} \times 100$$

信用リスク・アセットの額(資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額 + 各オフ・バランス取引の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額) + マーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産平均残高(除 支払承諾見返)}} \times 100$$

$$\text{資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期利益率} = \frac{\text{当期利益}}{\text{総資産平均残高(除 支払承諾見返)}} \times 100$$

$$\text{資本当期利益率} = \frac{\text{当期利益}}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100$$

◆ 参 考 3 「むつ小川原開発」,「苫小牧東部開発」関連閣議決定等

〔特殊法人等の整理合理化について〕

－平成9年9月24日閣議決定〔抜粋〕－

北海道東北開発公庫に係る「むつ小川原開発」及び「苫小牧東部開発」の両プロジェクトについては、新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする。

〔苫小牧東部開発〕及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて

－平成10年12月25日閣議了解－

1. 北海道東北開発公庫に係る「苫小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)において、「新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする。」とされたところである。
2. これに基づき、政府としては、我が国に残された貴重な未利用広大地である苫小牧東部地域の開発を推進するため、苫小牧東部開発株式会社を清算し、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの抜本的処理策を踏まえ、以下の措置を講ずることとする。
 - ① 新会社については、北海道、民間各々と均等に出資を行うとの考え方を基本とするとともに、北海道、民間各々の諸事情を勘案し、新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に、産業投資特別会計からの出資を受けて、北海道東北開発公庫が出資を行う。
 - ② 苫小牧東部開発株式会社に対する北海道東北開発公庫の債権の取扱いについては、債権者平等の原則に基づき償却を行い、新銀行の設立に際し、その損失の処理を行う。
3. また、「むつ小川原開発」プロジェクトについては、上記1の閣議決定により、現在関係者間で行われている協議における結論を踏まえて、適切な対応を行うこととする。

〔むつ小川原開発〕プロジェクトの取扱いについて

－平成11年9月28日閣議了解－

1. 「むつ小川原開発」プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)及び「〔苫小牧東部開発〕及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて」(平成10年12月25日閣議了解)に基づき、対処することとされたところである。
2. 上記を踏まえ、我が国に残された貴重な未利用地であるむつ小川原地域の重要性にかんがみ、現在、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの案につき、関係者間において協議が行われているところである。
3. 政府としては、関係者の協力を得て、協議の具体的な結論を政府予算案決定までに得られるよう努めるものとする。

〔むつ小川原開発〕プロジェクトの取扱いについて

－平成11年12月24日閣議了解－

1. 「むつ小川原開発」プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)及び「〔苫小牧東部開発〕及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて」(平成10年12月25日閣議了解)に基づき、対処することとされ、また「〔むつ小川原開発〕プロジェクトの取扱いについて」(平成11年9月28日閣議了解)において、「関係者の協力を得て、協議の具体的な結論を政府予算案決定までに得られるよう努めるものとする。」とされたところである。
2. これに基づき、これまでの関係者における協議を踏まえ、政府としては、我が国に残された貴重な未利用地であるむつ小川原地域の重要性にかんがみ、むつ小川原開発株式会社を清算し、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの抜本的処理策を踏まえ、以下の措置を講ずることとする。
 - ① 新会社については、むつ小川原開発株式会社への出資割合に基づき青森県、民間と出資を行うとの考え方を基本とするとともに、青森県、民間各々の諸事情を勘案し、社団法人経済団体連合会等の協力のもと、新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に、産業投資特別会計からの出資を受けて、日本政策投資銀行が出資を行う。
 - ② むつ小川原開発株式会社に対する日本政策投資銀行の債権の取扱いについては、債権者平等の原則に基づき償却を行う。

◆ 参 考 4 自己資本比率 (国際統一基準)

(単位：億円)

| 項目 | 平成12年度 | |
|-------------------|-----------------------|-------------|
| 基本的項目 (Tier1) | 資本金 | 10,394 |
| | 資本準備金等 | 5,663 |
| | 計 | (A) 16,057 |
| 補完的項目 (Tier2) | 有価証券含み益の45%相当額 | 6 |
| | 一般貸倒引当金 | 2,252 |
| | 計 | (B) 2,258 |
| 準補完的項目 (Tier3) | (C) | － |
| 控除項目 | (D) | － |
| 自己資本 | (A) + (B) + (C) - (D) | (E) 18,314 |
| リスク・アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 179,034 |
| | オフ・バランス取引項目 | 1,117 |
| | 信用リスク・アセットの額 | (F) 180,151 |
| | マーケット・リスク相当額に係る額 | (G) ー |
| | 計 (F) + (G) | (H) 180,151 |
| 自己資本比率 (国際統一基準) = | (E) / (H) | 10.17% |

(注) 上表はP53の自己資本比率(国際統一基準)の計算根拠。